

# 「特別警戒期間」の要請内容

## ① 県民への要請

### ➤ 会食注意(変更) (特措法第24条第9項)

#### ○ 大人数、長時間を避けて(全県ルール)

(1テーブル4人まで、テーブル間隔は十分確保、移動なし)

松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、四国中央市(1/14~追加)

◇ 認証店以外は、「4人以下で、概ね2時間以内」

※ワクチン2回接種者も含めて対象

◇ 認証店は、「全県ルール」を適用

※同居家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない

#### ○ 県外往来や来県者と接触のある方は、参加は極力控えて

※参加する場合は、無料検査所も活用し、陰性を確認した上で参加

#### ○ 発熱だけでなく、鼻水やのどの痛み、倦怠感や消化器症状(下痢)など風邪症状のある方は、絶対に出席しない、させない

#### ○ 認証店など、感染対策を徹底されたお店を利用(特に換気の確認)